

16 環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策

【令和4年度予算概算決定額 6,979（6,048）百万円】

＜対策のポイント＞

地球温暖化対策などによる持続可能な社会の実現に向け、畜産・酪農における温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、酪農・肉用牛経営が行う温室効果ガス削減の取組を支援します。

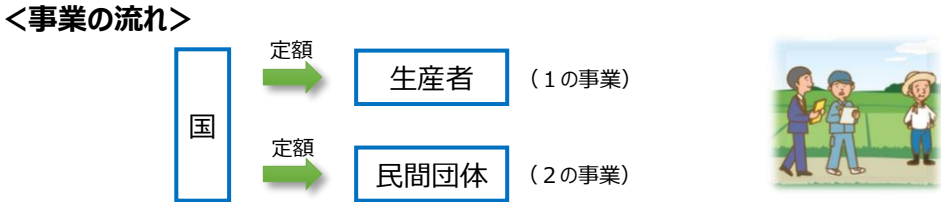
＜事業目標＞

酪農・畜産に起因する環境負荷の軽減（温室効果ガス削減量：28万 t（CO₂換算）〔令和13年度まで〕）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞										
1. 環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業） 飼料作付面積を確保しながら温室効果ガス排出削減に取り組んでいる酪農・肉用牛経営に対し、交付金を交付します。 ① 対象者の要件 ア 温室効果ガス排出削減に取り組んでいること（右の取組を実施） イ 飼料作付面積が北海道で40 a/頭以上、都府県で10 a/頭以上（iの取組を除く。対象牛の月齢は、酪農、肉用牛の実態にあわせて設定） ② 交付金単価 iの取組： 2,000円/トン（青刈りとうもろこし等（拡大分）） 800円/トン（牧草（拡大分）） iiの取組： 15,000円/ha※ iiiの取組： 45,000円/ha※ ivの取組： 2,000円/頭 ※ iiとiiiの取組は、作付面積の拡大に伴う効率化を考慮し係数を乗じて交付 【係数】 200ha超400ha以下の部分：1 ha×1.1 400ha超の部分：1 ha×1.2	酪 農 <table><tr><th>番号</th><th>取組内容</th></tr><tr><td>i</td><td>輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換 【追加部分】 ・ 耕種農家と連携して水田における自給飼料の生産を拡大（飼料用米、稲WCSは対象外） 注1）1経営体当たり540トンまでを対象（青刈りとうもろこし等の場合）</td></tr><tr><td>ii</td><td>飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 ・ 以下の取組から2つを実施 1）放牧（飼料作付地等で放牧を実施） 2）不耕起栽培（不耕起栽培による飼料生産） 3）消化液の利用（バイオマス発電等から発生する消化液を利用した飼料の生産） 4）化学肥料の削減（化学肥料を削減した飼料の生産） 注2）酪農のみ、時限的に農業削減、スラリーの土中施用、国産副産物の利用、草地のピンポイント更新技術の活用の実施を認める</td></tr><tr><td>iii</td><td>有機飼料の生産 注3）iiとの重複交付は不可</td></tr><tr><td>iv</td><td>牛からのメタンガス排出の削減 【追加部分】 ・ 脂肪酸カルシウムの給与 注4）1経営体当たり100頭を上限、1年限り</td></tr></table>	番号	取組内容	i	輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換 【追加部分】 ・ 耕種農家と連携して水田における自給飼料の生産を拡大（飼料用米、稲WCSは対象外） 注1）1経営体当たり540トンまでを対象（青刈りとうもろこし等の場合）	ii	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 ・ 以下の取組から2つを実施 1）放牧（飼料作付地等で放牧を実施） 2）不耕起栽培（不耕起栽培による飼料生産） 3）消化液の利用（バイオマス発電等から発生する消化液を利用した飼料の生産） 4）化学肥料の削減（化学肥料を削減した飼料の生産） 注2）酪農のみ、時限的に農業削減、スラリーの土中施用、国産副産物の利用、草地のピンポイント更新技術の活用の実施を認める	iii	有機飼料の生産 注3）iiとの重複交付は不可	iv	牛からのメタンガス排出の削減 【追加部分】 ・ 脂肪酸カルシウムの給与 注4）1経営体当たり100頭を上限、1年限り
番号	取組内容										
i	輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換 【追加部分】 ・ 耕種農家と連携して水田における自給飼料の生産を拡大（飼料用米、稲WCSは対象外） 注1）1経営体当たり540トンまでを対象（青刈りとうもろこし等の場合）										
ii	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 ・ 以下の取組から2つを実施 1）放牧（飼料作付地等で放牧を実施） 2）不耕起栽培（不耕起栽培による飼料生産） 3）消化液の利用（バイオマス発電等から発生する消化液を利用した飼料の生産） 4）化学肥料の削減（化学肥料を削減した飼料の生産） 注2）酪農のみ、時限的に農業削減、スラリーの土中施用、国産副産物の利用、草地のピンポイント更新技術の活用の実施を認める										
iii	有機飼料の生産 注3）iiとの重複交付は不可										
iv	牛からのメタンガス排出の削減 【追加部分】 ・ 脂肪酸カルシウムの給与 注4）1経営体当たり100頭を上限、1年限り										

2. 環境負荷軽減型持続的生産支援推進

1の事業の実施のための推進活動、要件確認、事業効果の測定等を支援します。



肉用牛【新規】

番号	取組内容
i	輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換 （上記iと共通）
ii	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 （上記iiと共通。ただし放牧の期間は、肉用牛の放牧実態にあわせた要件を設定） 注5）1経営体当たり10haまでを対象
iii	有機飼料の生産 注6）iiとの重複交付は不可

【お問い合わせ先】 畜産局企画課（03-3502-0874）